

定額減税しきれないと見込まれる方への給付

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税において、定額減税しきれない（定額減税可能額が「令和6年分の推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る）と見込まれる方に対し、定額減税しきれない額を1万円単位で切り上げた額で支給します。

定額減税
可能額

所得税

= 3万円 × 減税対象人数

住民税所得割

= 1万円 × 減税対象人数

※減税対象人数：納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満を含む) ※国外居住者は除く

所 得 税

住民税所得割

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

所得税額（推計）

①

住民税所得割額

②

定額減税しきれないと
見込まれる分

給付金額 = ① + ②

申請方法・申請期限

➡ 定額減税補足給付金（調整給付金）支給確認書 **手続き必要**

「支給確認書」に振込口座等を記載の上、ご返送ください。

本人確認書類(運転免許証など)の写し・通帳の写しなどを裏面に添付してください。
口座が確認でき次第、順次支給の手続きを行います。

申請期間：令和6年8月13日(火)～令和6年10月31日(木)

※当日消印有効

お問合せ

大淀町定額減税補足給付金(調整給付金)コールセンター

【電話番号】 0747-58-8444

0747-58-8445

【受付時間】 9時～17時（土日、祝日を除く）



大淀町定額減税補足給付金(調整給付金)の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

もし、不審な電話や郵便があった場合は、すぐに最寄りの警察署にご連絡ください。

(裏面へつづく)